

伊勢原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）が資格取得のために受ける養成訓練の受講期間について伊勢原市高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養している者であって、訓練促進給付金にあつては、養成機関において修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。
- (2) 就職を容易にするために必要な資格として次条に規定する対象資格を取得するため養成機関において1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始するものについては、6か月以上）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 原則として、過去に給付金の支給を受けたことがないこと。

(対象資格)

第4条 給付金交付の対象とする資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

- (12) 保健師
- (13) 助産師
- (14) その他市長が定める資格
(支給対象期間等)

第5条 給付金の支給対象期間及びその時期は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、修業する期間に相当する期間（その期間が48か月を超えるときは、48か月）を超えない期間とする（平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者については、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48か月を超えるときは、48か月）を超えない期間とする。）。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48か月を越えない期間とする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48か月を超えない期間とする。）

ウ 訓練促進給付金の支給は、月を単位とするものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して、伊勢原市高等職業訓練促進給付金支給（額変更）申請書（第1号様式。以下「支給（額変更）申請書」という。）を提出しなければならない。

2 訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に、修了支援給付金の支給申請は、修了日以後30日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 支給（額変更）申請書には、次の書類（第1号オに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律

第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式。以下「扶養親族に関する申立書」という。))及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書をを含む。)

ウ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と同一の世帯に属する者(当該母子家庭の母又は父子家庭の父の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第8条第1項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が在籍を証明する書類(入校又は入所証明書等)

オ 支給申請時に修業している養成機関の長が単位等の取得状況を証明する書類(単位取得証明書等)

(2) 修了支援給付金

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(扶養親族に関する申立書)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書をを含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合には、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月の場合にあつては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

ウ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第8条第2項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
(支給の決定)

第7条 市長は、支給申請があつたときは、申請者が支給要件に該当しているかどうかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、その結果を当該申請者に対し伊勢原市高等職業訓練促進給付金支給(額変更)決定通知書(第3号様式。以下「支給(額変更)決定通知書」という。))又は伊勢原市高等職業訓練促進給付金支給申請却下通知書(第4号様

式)により通知しなければならない。

(支給額等)

第8条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が訓練促進給付金の支給の申請をする月の属する年度(4月から7月までに訓練促進給付金の支給の申請をする場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。以下同じ。)である場合月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間)については月額140,000円、平成24年3月31日までに修業を開始した者は141,000円)

(2) 対象者が前号に掲げる者以外の者である場合 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間)については、月額110,500円)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合 50,000円

(2) 対象者が前号に掲げる者以外の者である場合 25,000円

(事前相談の実施)

第9条 給付金の申請をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、事前相談において、申請者の養成機関における単位の取得状況及び生活状況について聴取するなど、その資格の取得見込み及び給付金の支給の必要性について、十分把握するものとする。

(給付金の請求)

第10条 給付金の支給決定を受けた者は、別表に定める請求期間内に伊勢原市高等職業訓練促進給付金請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)により、市長に給付金を請求するものとする。ただし、やむを得ない事由により期限までに提出できないときは、この限りでない。

2 休学等により資格取得の見込みがなく、かつ、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月の訓練促進給付金は支給しない。ただし、当該出席しなかった理由が夏季休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれているものによる場合は、これを支給する。

(修業期間中の受給者の状況確認等)

第11条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が、

養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、定期的に出席状況に関する報告等を求めることができる。

(受給資格喪失の届出)

第12条 受給者が、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、伊勢原市内に住所を有しなくなったとき又は修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、伊勢原市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、遅滞なくその旨の伊勢原市高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（第7号様式）により、当該受給者に通知しなければならない。

(給付金の返還)

第14条 偽りその他不正の手段や支給要件に該当しないで給付金の支給を受けた者は、既に支給を受けた給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 本事業の実施に当たって市長は、資格取得養成機関、就学関係機関、神奈川県、市町村及び神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関と密接な連携を図るものとする。

(給付金の支給額の変更)

第16条 受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況に異動があったとき、又は受給者の属する世帯に異動があったときは、当該変更のあった日から起算して14日を経過する日までに、支給（額変更）申請書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により受給者の支給額に変更があったときは、当該支給額を変更し、支給（額変更）決定通知書により当該受給者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年4月1日告示第91号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻を

していないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則（令和2年3月18日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第8条第1項第1号及び第2号の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月2日告示第8号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢原市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式により使用されている書類は、この告示による改正後の伊勢原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第59号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第131号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年8月9日告示第130号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第3条第2号及び第8条第1項各号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

| 給付金の種類 | 請求期間 |
|---------|------------------------|
| 訓練促進給付金 | 交付決定を受けた対象月の翌月10日までの期間 |
| 修了支援給付金 | 交付決定日から14日以内の期間 |